

令和8年度

# 機構図及び事務分掌

建 築 局

**建 築 局**  
局 長 清 田 伯 人

**企 画 部**  
部 長 大 友 直 樹  
<建築職人材育成シニアリーダー兼務>  
担 当 部 長 加 藤 暢 一  
(防災担当)

**企 画 課**  
課 長 飯 村 智  
<建築職人材育成リーダー兼務>

担 当 係 長 中 嶋 俊 輔  
担 当 係 長 鶴 和 誠 子  
【主担任:企画調整業務】

- 1 土地利用制度、建築及び住宅に関する重要施策の企画及び総合調整

**総 務 課**  
課 長 品 川 裕 治  
<危機管理推進担当兼務>

**庶 務 係**  
係 長 川 島 春 樹

- 1 局内の文書
- 2 局内の事務事業の連絡調整
- 3 局内の予算及び決算
- 4 局内の予算執行の調整
- 5 局内の物品の出納保管
- 6 局内の災害対策に係る調整
- 7 他の部、課、係の主管に属しないこと

**職 員 係**  
係 長 倉 形 紘 平

- 1 局内の人事及び組織
- 2 局所属職員の勤務条件及び給与
- 3 局所属職員の福利厚生
- 4 局所属職員の衛生管理
- 5 局所属職員の研修計画及び実施
- 6 その他局所属職員の労務

**建 築 防 災 課**  
課 長 平 野 直 人  
担 当 課 長 花 田 斎 明  
(かけ・狭あい担当)

担 当 係 長 佐 藤 彰  
【主担任:庶務事務】  
担 当 係 長 長 田 飛 鳥  
【主担任:耐震事業業務】  
担 当 係 長 木 村 あり さ  
【主担任:耐震・防災業務】  
担 当 係 長 森 田 彰  
担 当 係 長 杉 江 知 樹  
【主担任:かけ防災業務】  
担 当 係 長 小 松 茂  
担 当 係 長 江 口 奈 美 枝  
【主担任:狭あい道路業務】

- 1 横浜市耐震改修促進計画に基づく木造住宅、マンション、特定建築物及びブロック塀等の耐震改修の促進（建築指導部建築指導課の主管に属するものを除く。）
- 2 建築物の防災（建築指導部建築指導課の分掌事務第18号から第20号までに係るものを除く。）
- 3 民間建築物吹付けアスベスト対策事業
- 4 崖等の崩壊後の二次災害防止のための応急資材の補充及び応急対策の工事（道路、公園等の公共施設の管理者（以下「公共施設管理者」という。）の主管に属するものを除く。次号及び第6号において同じ。）
- 5 崩壊のおそれのある崖等の防災指導及び防災対策
- 6 急傾斜地の崩壊による災害の防止
- 7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく警戒避難体制の整備等
- 8 宅地の耐震化に係る調査、周知及び対策工事（宅地審査部宅地審査課の主管に属するものを除く。）

- 9 狭あい道路の整備に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成28年12月横浜市条例第62号）に基づく事業及び整備促進路線の指定（都市整備局防災まちづくり推進室及び区役所土木事務所の主管に属するものを除く。次号において同じ。）
- 10 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路及びこれに準ずる道路の拡幅整備に係る調整

**住 宅 部**  
 部 長 榊 原 純  
 担当部長 村 上 まり子  
 (住宅地再生担当)

**住 宅 政 策 課**  
 課 長 森 隆 行  
 担当課長 永 田 祐 介

担当係長 松川 敏樹  
 【主担任:庶務事務】  
 担当係長 増 淵 大 輔  
 担当係長 川 村 洋 介  
 【主担任:政策業務】  
 担当係長 川 尻 拓 哉  
 担当係長 手 代 森 悟  
 【主担任:民間住宅業務】

- 1 住宅施策の立案及び調整（企画部企画課の主管に属するものを除く。）
- 2 住宅の供給計画
- 3 横浜市住宅政策審議会
- 4 民間住宅（企画部建築防災課及び住宅再生課の主管に属するものを除く。）
- 5 優良賃貸住宅の事業計画及び制度の運用
- 6 住宅地関連公共施設等の整備に係る関係機関との連絡調整
- 7 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社との住宅建設協議
- 8 横浜市住宅供給公社
- 9 部内他の課の主管に属しないこと

**市 営 住 宅 課**  
 課 長 村 上 陽 一  
 担当課長 神 谷 賢

**管 理 係**  
 係 長 瓜 田 智 也  
 担当係長 中 村 巧  
 (指導担当)

- 1 市営住宅及び改良住宅等の入居者の募集
- 2 市営住宅及び改良住宅等の入退居
- 3 横浜州市営住宅等入居者選考審議会
- 4 市営住宅及び改良住宅等の入居者の管理
- 5 市営住宅入居者の高額所得者等に対する明渡請求及び訴訟
- 6 他の係の主管に属しないこと

**収 納 係**  
 係 長 角 浩 介

- 1 市営住宅及び改良住宅等の使用料等の決定
- 2 市営住宅及び改良住宅等の使用料等の徴収及び徴収猶予
- 3 市営住宅及び改良住宅等の使用料等の減免及び滞納整理

**保 全 係**  
 係 長 田 村 憲 一  
 担当係長 福 田 大  
 担当係長 板 倉 健 一

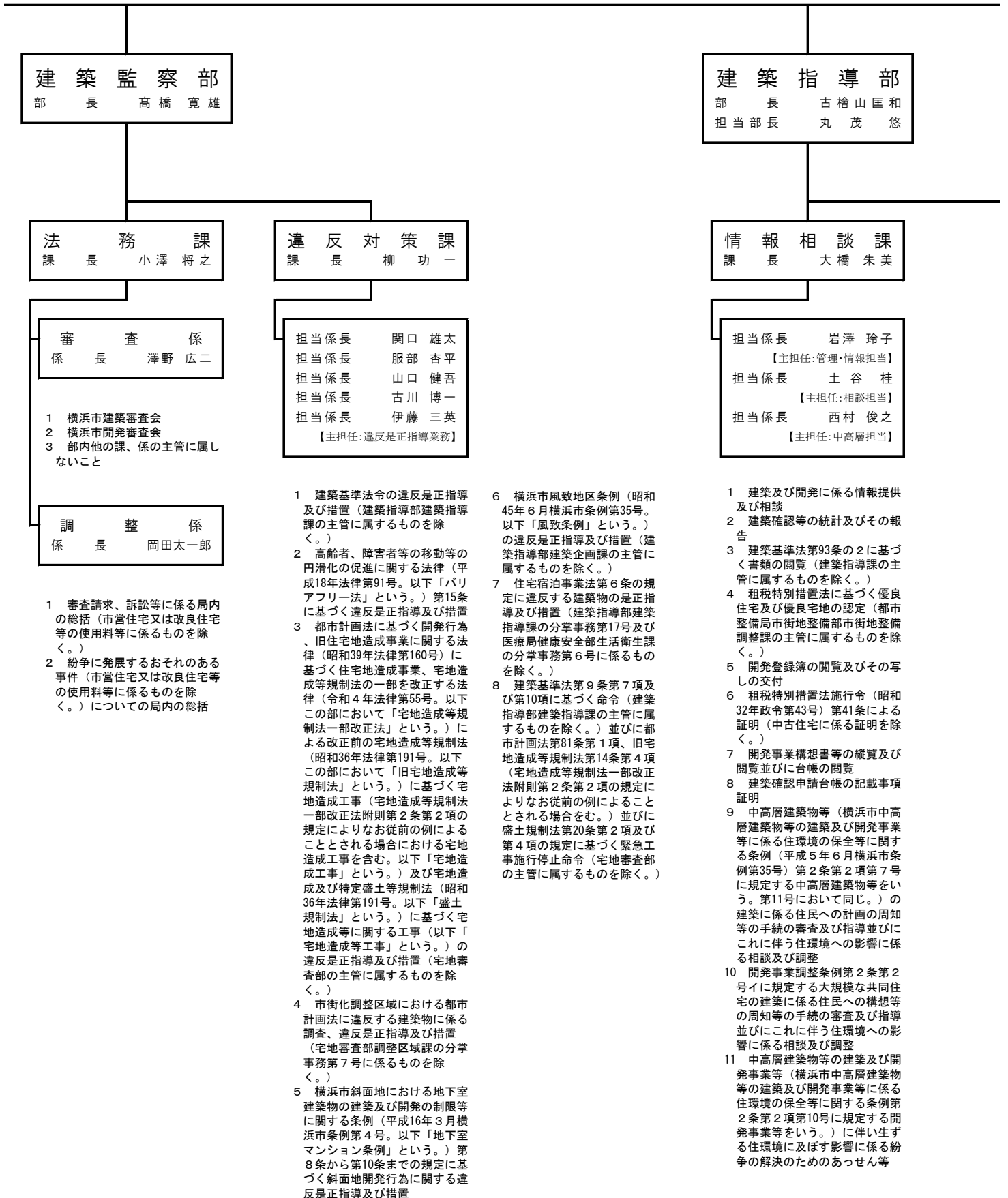
- 1 市営住宅の事業計画
- 2 市営住宅の整備（公共建築部の主管に属するものを除く。）
- 3 改良住宅等の整備（公共建築部及び都市整備局防災まちづくり推進室の主管に属するものを除く。）
- 4 市営住宅（旧市営住宅を含む。）及び改良住宅等に係る土地及び建物の管理及び処分

**住 宅 再 生 課**  
 課 長 平 野 清 孝  
 担当課長 佐 藤 行 司

担当係長 植竹 秀樹  
 担当係長 後藤建太郎  
 担当係長 立川 宣久  
 担当係長 内山 光二

- 1 持続可能な住宅地の整備
- 2 横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会
- 3 集合住宅の支援（企画部建築防災課の主管に属するものを除く。）

- 5 市営住宅に係る共同施設及び改良住宅等に係る地区施設（保育所を除く。）の管理及び処分
- 6 市営住宅及び改良住宅等の増築、模様替等の承認等



**建築企画課**  
課長 高松 誠  
担当課長 石井 聡  
(建築環境担当)

担当係長 大崎 典子  
担当係長 東 康子  
【主担任:建築企画担当】  
担当係長 船田 克彦  
担当係長 金森 敬子  
【主担任:建築環境担当】

- 1 建築関係法令事務に係る条例、規則等の立案及び解釈（企画部企画課及び都市整備局企画部都市計画課の主管に属するものを除く。）
- 2 建築関係法令事務等の連絡調整等
- 3 地域地区指定の協議及び災害危険区域の指定
- 4 建築基準法第42条第1項第4号の道路の指定等及び壁面線
- 5 建築協定の認可
- 6 風致地区に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに都市計画決定のための原案作成
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）に係る条例、規則等の立案及び解釈

- 12 横浜市建築・開発紛争調停委員会
- 13 建築関係法令又はこれに基づく命令に違反する建築物の調査及び報告（建築指導課及び宅地審査部の主管に属するものを除く。）
- 14 住宅宿泊事業法第6条の規定に違反する建築物の調査及び報告（建築指導課の分掌事務第17号及び医療局健康安全部生活衛生課の分掌事務第6号に係るものを除く。）
- 15 部内他の課の主管に属しないこと

- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 10 長期優良住宅法に基づく認定等
- 11 低炭素法第4章の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等
- 12 風致条例に基づく行為の許可及び指導、違反に係る調査、初期指導及び報告並びに風致地区に関する条例、規則等の運用
- 13 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく建築物環境配慮計画等
- 14 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定等
- 15 建築物省エネ法に基づく促進計画
- 16 建築物における木材の利用促進に係る調整等（公共建築部営繕企画課の主管に属するものを除く。）

**建築指導課**  
課長 鷲原 智仁  
担当課長 中口 岳宙  
担当課長 川原 宏美  
(建築安全担当)

担当係長 今中 立太  
【主担任:意匠担当】  
担当係長 松本 裕史  
【主担任:構造担当】  
担当係長 宮川 靖司  
【主担任:設備担当】  
担当係長 狩野 政信  
担当係長 長田 哲也  
担当係長 大富 球一  
【主担任:指導担当】  
担当係長 小林 摩耶  
担当係長 島 宏之  
担当係長 清野 修  
【主担任:建築安全担当】

- 1 指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告
- 2 指定確認検査機関に係る連絡調整
- 3 建築基準法第6条の2第6項の通知
- 4 建築基準法第77条の31第2項に基づく指定確認検査機関への立入検査等
- 5 建築基準法第77条の32に基づく照会及び指示
- 6 建築基準法第7条の6第1項ただし書又は同法第18条第38項ただし書の規定に基づく仮使用の認定
- 7 建築基準法第85条第3項の規定による応急仮設建築物の存続の許可及び同条第6項又は第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可
- 8 建築基準法第87条の3第3項の規定による建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての使用の許可及び同条第6項又は第7項の規定による建築物の興行場等又は特別興行場等としての使用の許可
- 9 建築基準法に基づく道路に関する判定及び調整（企画部建築防災課の主管に属するものを除く。）

- 10 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第56条の6の申請に係る道路の変更又は廃止
- 11 建築基準法第6条第1項に掲げる建築物、同法第87条の4の建築設備並びに同法第88条第1項及び第2項の工作物（擁壁を除く。）の確認、指導、審査及び検査
- 12 建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令（建築監察部違反対策課において行っている同条第7項及び第10項に基づく命令に関するものに係るものを除く。）
- 13 建築基準法第18条第3項（バリアフリー法第17条第6項、長期優良住宅法第6条第4項、低炭素法第54条第4項又は建築物省エネ法第30条第4項により準用される場合を含む。）による審査及び交付、建築基準法第18条第21項及び第29項による検査並びに同条第22項及び第30項による交付
- 14 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条（平成7年法律第123号）に基づく同意
- 15 地下室マンション条例第4条に基づく斜面地開発行為における地下室建築物の延べ面積の判定
- 16 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務のうち、災害復興住宅に係る工事の審査
- 17 住宅宿泊事業法第6条の規定による安全の確保に対する指導（医療局健康安全部生活衛生課の分掌事務第6号に係るものを除く。）
- 18 既存建築物の防火避難の指導
- 19 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物に対する調査及び措置
- 20 建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告
- 21 建築基準法第93条の2に基づく書類（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）の閲覧

**宅地審査部**  
部長 梶山 祐実

**市街地建築課**  
課長 益田 崇史

- 担当係長 香取 直子  
【主任任:市街地担当】
- 担当係長 戸田 雄大
- 担当係長 塩月 恵里  
【主任任:建築許認可担当】

- 1 建築関係法令に基づく建築物の許可及びこれに伴う聴聞会並びに同関係法令に基づく建築物の認定（建築指導課の主管に属するものを除く。）
- 2 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定等（宅地審査部の主管に属するものを除く。）
- 3 横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号）に基づき建築物に附置されるべき駐車場の審査及び指導
- 4 バリアフリー法に基づく認定
- 5 横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月横浜市条例第90号）に基づく建築物の審査、指導、許可及び検査

**宅地審査課**  
課長 花房 慎二郎  
担当課長 葛西 晴喜  
担当課長 小林 卓哉  
(宅地企画担当)

- 担当係長 大野 智広
- 担当係長 村本 一章
- 担当係長 松永 克也
- 担当係長 小野 裕人  
【主任任:指導業務】
- 担当係長 杭瀬 竜太  
【主任任:宅地企画業務】

- 1 開発行為等（都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業、宅地造成工事及び宅地造成等工事をいう。以下同じ。）及び開発事業調整条例に係る調査（公共施設管理者の主管に属するものを除く。）
- 2 宅地開発指導に係る企画、立案及び制度に係る調整（企画部企画課の主管に属するものを除く。）
- 3 開発行為等に係る条例、規則等の立案及び解釈
- 4 開発行為等の技術基準の策定及び調整
- 5 開発事業調整条例（第3章を除く。以下この部において同じ。）の立案及び解釈
- 6 開発事業調整条例の技術基準の策定及び調整
- 7 開発行為等の未完結事業の処理
- 8 開発行為等及び開発事業調整条例に係る事務の建築指導部との連絡調整
- 9 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域の指定等
- 10 宅地の耐震化に係る調査及び調整（企画部建築防災課の主管に属するものを除く。）
- 11 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和63年法律第47号）
- 12 都市農地の計画的宅地化
- 13 横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会

**調整区域課**  
課長 伊藤 伸

- 担当係長 齋藤 圭司  
【主任任:事務業務】
- 担当係長 安藤 皓央
- 担当係長 佐藤 孝之  
【主任任:指導業務】

- 14 市街化区域における開発事業等（開発事業調整条例第2条第2号に規定する開発事業（開発事業調整条例第3条の規定により開発事業調整条例を適用しない開発事業を除く。）及び開発事業調整条例第2条第3号に規定する土石の堆積事業をいう。以下同じ。）の手續に係る調整（建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。）
- 15 市街化区域における開発行為等の審査、検査及び指導（都市計画法第33条第1項第12号及び第14号に係るもの、盛土規制法第12条第2項第2号及び第4号に係るもの並びに公共施設管理者が実施するものを除く。）
- 16 市街化区域における都市計画法第29条第1項ただし書の適用
- 17 市街化区域における都市計画法第37条第1号の認定
- 18 市街化区域における開発事業等の手續に係る違反是正指導（建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。）
- 19 市街化区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導（緊急工事施行停止命令を含む。）及び報告
- 20 市街化区域における地下室マンション条例第8条から第10条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査
- 21 市街化区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路（新たに築造しようとするものに限る。）の位置の指定の審査、検査及び指導
- 22 市街化区域における建築基準法第88条第1項の工作物（擁壁に限る。）の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告
- 23 部内他の課の主管に属しないこと

- 1 市街化調整区域における開発事業等の手續に係る調整（建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。）
- 2 開発行為等の審査、許可、検査及び指導（宅地審査課の主管に属するもの（都市計画法第33条第1項第13号に係るもの及び盛土規制法第12条第2項第3号に係るものを除く。）及び公共施設管理者が実施するものを除く。）
- 3 市街化調整区域における都市計画法第29条第1項ただし書の適用
- 4 市街化調整区域における都市計画法第37条第1号の認定
- 5 都市計画法第41条から第43条までの許可及び協議
- 6 市街化調整区域における開発事業等の手續に係る違反是正指導（建築指導部情報相談課の分掌事務第10号に係るものを除く。）
- 7 市街化調整区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導（緊急工事施行停止命令を含む。）及び報告
- 8 市街化調整区域における都市計画法に違反する建築物に係る報告（調査及び違反是正指導を除く。）
- 9 市街化調整区域における地下室マンション条例第8条から第10条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査
- 10 建築基準法第42条第1項第5号の道路（新たに築造しようとするものに限る。）の位置の指定の審査、検査及び指導（宅地審査課の主管に属するものを除く。）並びに指定

公共建築部  
部長 曾根 進

営繕企画課  
課長 粕谷 弘幸  
 <行財政局共創・ファンシリティマネジメント推進室  
 ファンシリティマネジメント推進課担当課長兼務>  
 <市整備局市街地整備部  
 公共事業調整課担当課長兼務>  
 担当課長 池田 貴光  
 (技術管理担当)  
 担当課長 日下野 夏子  
 (建設業活性化対策担当)

担当係長 千葉 一史  
 【主担任:事務業務】  
 担当係長 赤谷 知子  
 【主担任:企画業務】  
 担当係長 月本 康之  
 担当係長 富田 佳代  
 担当係長 宮脇由美子  
 担当係長 小出 歩  
 担当係長 永田 康晴  
 【主担任:技術管理業務】

保全推進課  
課長 菅野 和広  
 担当課長 青木 淳  
 (保全管理担当)

担当係長 竹内 憲  
 担当係長 梅嶋 彰  
 担当係長 坂本 順  
 【主担任:庁舎保全業務】  
 担当係長 服部 敦  
 【主担任:学校保全業務】  
 担当係長 宇田 武  
 【主担任:省エネルギー推進業務】

施設整備課  
課長 伊藤 博貴

担当係長 鈴木 淳  
 担当係長 竹ノ下雄輝  
 担当係長 佐々木卓也  
 【主担任:庁舎施設】  
 担当係長 宮原 真人  
 【主担任:住宅】  
 担当係長 平野 友真  
 【主担任:土木業務】

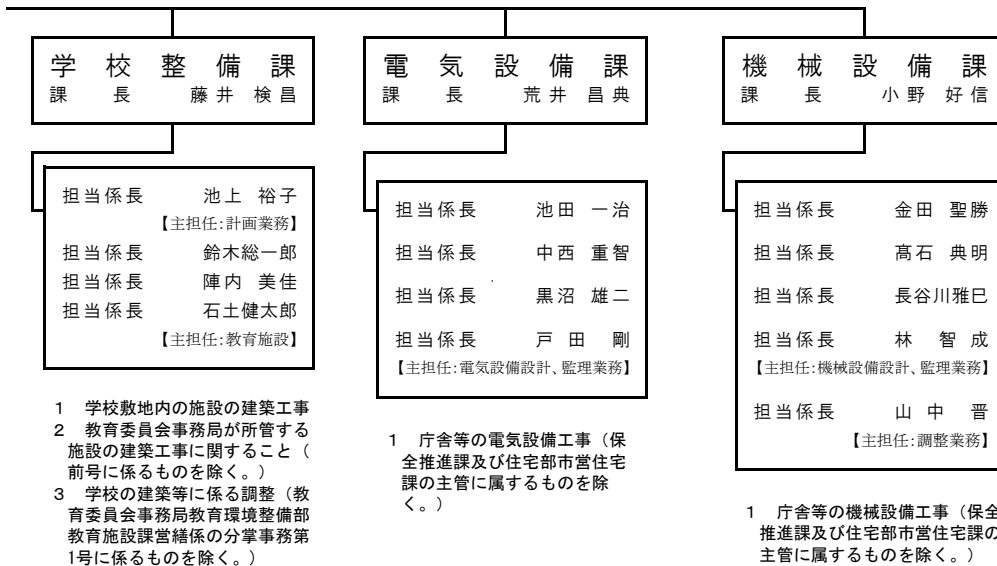
- 1 庁舎等の建築工事（学校整備課の分掌事務第1号及び第2号に係るものを除く。）
- 2 庁舎等に係る土木工事

- 1 庁舎等の保全計画に係る総合調整
- 2 庁舎等（住宅を除く。）の保全計画並びに保全の調査及び対策
- 3 庁舎等の省エネルギーの推進
- 4 庁舎等の設備管理等に係る総合調整
- 5 横浜市電気工作物保安規程（脱炭素・GREEN×EXPO推進局、経済局、資源循環局、みどり環境局、下水道河川局、道路・交通政策局及び港湾局の主管に属するものを除く。）及び建築局長が指定する施設の電気工作物の管理

- 1 庁舎及び住宅、学校その他の公の施設（資源循環局、港湾局、水道局及び交通局の主管に属するものを除く。以下この項中「庁舎等」という。）に係る工事の企画及び総合調整
- 2 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下この部中「建築工事等」という。）に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修
- 3 建築工事等に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整
- 4 建築工事等に係る検査及び安全管理等
- 5 庁舎等に係る技術上の調査に係る総合調整
- 6 公益財団法人横浜市建築保全公社との連絡調整
- 7 部内他の課の主管に属しないこと

- 11 市街地調整区域における建築基準法第88条第1項の工作物（擁壁に限る。）の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告
- 12 開発登録簿の調製
- 13 都市計画法等に基づく設計者の資格の登録
- 14 都市計画法第45条の承認
- 15 開発行為等の工事完了公告及び建築基準法第42条第1項第5号の道路（新たに築造しようとするものに限る。）の位置の指定の公告
- 16 開発行為等及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告

（公共建築部施設整備課、電気設備課及び機械設備課職員は、医療局病院経営本部病院経営部病院経営課職員を併任）



【医療局病院経営本部併任】

併任先	本務
医療局病院経営本部病院経営部担当部長	建築局公共建築部長 曾根 進
医療局病院経営本部病院経営部病院経営課担当課長	建築局公共建築部営繕企画課技術管理担当課長 池田 貴光
	建築局公共建築部施設整備課長 伊藤 博貴
	建築局公共建築部電気設備課長 荒井 昌典
	建築局公共建築部機械設備課長 小野 好信
医療局病院経営本部病院経営部病院経営課担当係長	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 月本 康之
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 富田 佳代
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 宮脇 由美子
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 小出 歩
	建築局公共建築部営繕企画課担当係長 永田 康晴
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 鈴木 淳
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 竹ノ下 雄輝
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 佐々木 卓也
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 宮原 真人
	建築局公共建築部施設整備課担当係長 平野 友真
	建築局公共建築部電気設備課担当係長 池田 一治
	建築局公共建築部電気設備課担当係長 中西 重智
	建築局公共建築部電気設備課担当係長 黒沼 雄二
	建築局公共建築部電気設備課担当係長 戸田 剛
	建築局公共建築部機械設備課担当係長 金田 聖勝
	建築局公共建築部機械設備課担当係長 高石 典明
建築局公共建築部機械設備課担当係長 長谷川 雅巳	
建築局公共建築部機械設備課担当係長 林 智成	
建築局公共建築部機械設備課担当係長 山中 晋	

# 令和8年度 建築局事業概要

# 目次

令和8年度 建築局 運営方針	1
令和8年度 建築局予算 総括表	3

<b>柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備</b>	<b>4</b>
1. 子育て世代への支援	5
2. 企業等と連携した郊外住宅地の再生	7
3. マンションの管理・再生支援	8
4. 総合的な空家等対策の推進	8
5. 市営住宅の整備	9
6. 市営住宅の管理	9
7. 多様なニーズに応じた住まいの確保	9

<b>柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現</b>	<b>10</b>
1. サーキュラー建築の推進	11
2. 公共建築物の省エネ化の推進	13
3. 住宅の省エネ・再エネ化の促進	15
4. 建築物等の脱炭素化の促進	15

<b>柱3 災害に強いまちづくり</b>	<b>16</b>
1. 木造住宅の耐震化	17
2. マンション等の防災対策	18
3. 崖地の防災対策	19
4. 狭あい道路の拡幅整備	19
5. 通学路沿いブロック塀等の改善	19
6. 大規模盛土造成地の耐震化	19

<b>柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進</b>	<b>20</b>
1. 時代に即したまちづくりに向けた土地利用制度の活用	21
2. 中高層建築物等に関する調整	22
3. 宅地指導行政の推進	22
4. 建築指導行政の推進	22
5. 違反是正指導の推進	23
6. 建築審査会・開発審査会の運営	23
7. 建築・宅地指導行政手続きのDX推進	23

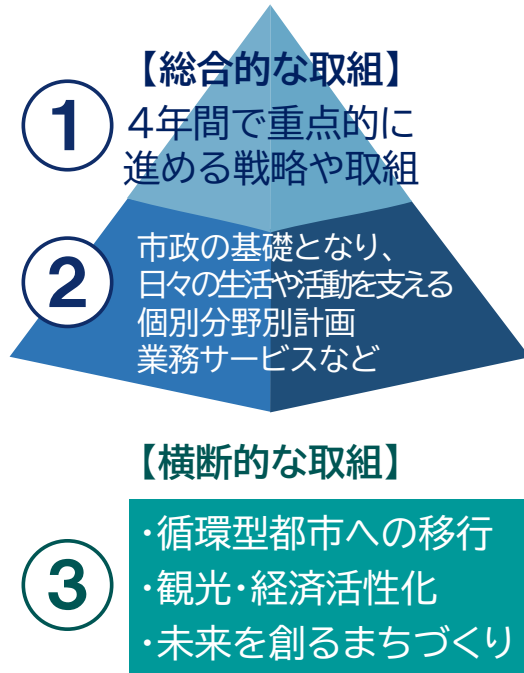
<b>柱5 市民生活を支える公共施設の整備・保全</b>	<b>24</b>
1. 公共施設の整備	25
2. 建設関連産業の活性化	26
3. サーキュラー建築の推進（再掲）	27
4. 公共建築物の省エネ化の推進（再掲）	27
5. 営繕業務のDX推進	27

一般会計一覧	28
損失補償	29

# 令和8年度 建築局 運営方針

## I 基本目標

令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら取組を推進し、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。



建築局では、中期計画を踏まえ、4年間での市民の暮らしの意識向上に向け、5つの柱の取組を推進します。

### 「多様な世代に選ばれ、誰もが安心して 住み続けられる魅力ある都市」の実現

#### 【建築局が目指すまちの姿】

- ・災害に強いまち
- ・子育てしやすいまち
- ・暮らしやすいまち
- ・魅力的なまち
- ・環境に配慮するまち

- 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備 (①、②、③)
- 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現 (①、②、③)
- 柱3 災害に強いまちづくり (①、②)
- 柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進 (①、②、③)
- 柱5 市民生活を支える公共施設の整備・保全 (①、②、③)

※1 令和8年5月原案発表

# 令和8年度 建築局 運営方針

## Ⅱ 目標達成に向けた施策

柱1

### 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

**新中期** 政策群4 子育て支援 政策群8 暮らし・コミュニティ 政策群12 まちづくり  
施策群6 子育て支援 施策群16 地域の生活環境 施策群27 郊外部のまちづくり  
テーマ1 循環型都市への移行 テーマ3 未来を創るまちづくり

<主な取組>  
子育て世代への支援、企業等と連携した郊外住宅地の再生、  
マンションの管理・再生支援 等

柱2

### 脱炭素社会・循環型社会の実現

**新中期** 政策群13 環境との共生 政策群28 カーボンニュートラル 政策群30 循環型社会に向けた取組  
施策群28 カーボンニュートラル 施策群30 循環型社会に向けた取組  
テーマ1 循環型都市への移行

<主な取組>  
サーキュラー建築の推進、横浜グリーンエキスポにおける普及啓発、  
公共建築物の省エネ化の推進 等

柱3

### 災害に強いまちづくり

**新中期** 政策群2 防災・減災 政策群3 地震防災対策 政策群4 風水害対策  
施策群3 地震防災対策 施策群4 風水害対策

<主な取組>  
木造住宅の耐震化、マンション等の防災対策、崖地の防災対策、  
狭あい道路の拡幅整備 等

柱4

### 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進

**新中期** 政策群8 暮らし・コミュニティ 政策群12 まちづくり  
施策群16 地域の生活環境 施策群27 郊外部のまちづくり  
テーマ3 未来を創るまちづくり

<主な取組>  
時代に即したまちづくりに向けた土地利用制度の活用、  
中高層建築物等に関する調整 等

柱5

### 市民生活を支える公共施設の整備・保全

**新中期** 政策群8 暮らし・コミュニティ 政策群13 環境との共生  
施策群16 地域の生活環境 施策群28 カーボンニュートラル  
施策群30 循環型社会に向けた取組  
テーマ1 循環型都市への移行

<主な取組>  
公共施設の整備、建設関連産業の活性化、営繕業務のDX推進 等

## Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

### 「共有」と「連動」

職員一人ひとりの技術力の向上や風通しのよい職場づくりを進め、コミュニケーションを重視した情報共有を推進するとともに、時代の変化やニーズをとらえ、事業×計画×制度を連動させながら、スピード感をもって施策に取り組みます。

I 基本目標で示した、「①4年間で重点的に進める戦略や取組」、「③【横断的な取組】」に関連する主な施策は **新中期** マークを付けています。

# 令和8年度 建築局予算 総括表

## 歳出

(単位：千円)

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差 引 増△減	増減率
<b>11款 建築費</b>	<b>32,564,877</b>	<b>31,035,514</b>	<b>1,529,363</b>	<b>4.9%</b>
1項 建築指導費	12,180,528	11,331,009	849,519	7.5%
1目 建築行政総務費	7,764,112	7,520,016	244,096	3.2%
3目 公共建築物長寿命化対策費	4,367,223	3,764,050	603,173	16.0%
4目 工事監理費	49,193	46,943	2,250	4.8%
2項 住宅費	20,384,349	19,704,505	679,844	3.5%
1目 市営住宅管理費	8,798,587	8,558,882	239,705	2.8%
2目 市営住宅整備費	9,778,212	9,446,254	331,958	3.5%
3目 優良賃貸住宅事業費	1,380,601	1,430,854	△ 50,253	△ 3.5%
4目 住宅施策推進費	426,949	268,515	158,434	59.0%
<b>歳出合計</b>	<b>32,564,877</b>	<b>31,035,514</b>	<b>1,529,363</b>	<b>4.9%</b>

## 歳入

(単位：千円)

科 目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	差 引 増△減	増減率
17款 使用料及び手数料	11,224,002	11,233,228	△ 9,226	△ 0.1%
18款 国庫支出金	6,523,793	5,501,225	1,022,568	18.6%
19款 県支出金	122,498	124,696	△ 2,198	△ 1.8%
20款 財産収入	162,282	150,706	11,576	7.7%
22款 繰入金	11,000	—	11,000	皆増
24款 諸収入	365,741	463,463	△ 97,722	△ 21.1%
25款 市債	9,777,000	9,351,000	426,000	4.6%
<b>歳入合計</b>	<b>28,186,316</b>	<b>26,824,318</b>	<b>1,361,998</b>	<b>5.1%</b>

# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

政策04  
子ども・子育て

施策群6 子育て支援

政策08  
暮らし・コミュニティ

施策群16 地域の生活環境

政策12  
まちづくり

施策群27 郊外部のまちづくり

横浜らしい多様な地域特性、多彩な市民力、日本一の住宅ストック量を生かし、一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現を目指します。

また、横浜市住生活マスタープランについては、生産年齢人口の減少や住宅価格の高騰などの社会経済情勢の変化や国の動向を踏まえ、住宅政策審議会などを通じて改定に向けた検討を進めます。

1. 子育て世代への支援
2. 企業等と連携した郊外住宅地の再生
3. マンションの管理・再生支援
4. 総合的な空家等対策の推進
5. 市営住宅の整備
6. 市営住宅の管理
7. 多様なニーズに応じた住まいの確保



郊外住宅地のマンション（十日市場）

※ ( ) 内は令和7年度の予算額です。

# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

## 1. 子育て世代への支援

新中期

171,000千円 ( - )

空家や公有地などを含む豊富な住宅・住宅地ストックを生かしながら、子育てしやすい住まいやまちの環境を整えるとともに、子育て世代・若者の更なる市内流入を図ることで、「循環型社会への移行」とともに「子育て世代・若者の転入・定住」を両立させ、誰もが住みたくなる都市を実現します。

### (1) 子育て応援賃貸住宅整備費等補助事業【新規】

32,000千円 ( - )

子育てに関するゆとりやコミュニティを生み出す共用部等の整備に最大500万円を補助することで、横浜らしい子育てしやすい賃貸住宅を誘導します。

・補助件数：6件



整備イメージ

### (2) 公有地グリーン子育て街区整備【新規】

15,000千円 ( - )

公有地を活用した良質な住宅供給等を通じて、郊外住宅地を活性化させ、住まい単体だけでなく、まち(街区)全体での子育てしやすい環境の実現を目指します。

・想定地区数：3地区



整備イメージ

# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

## 1. 子育て世代への支援

新中期

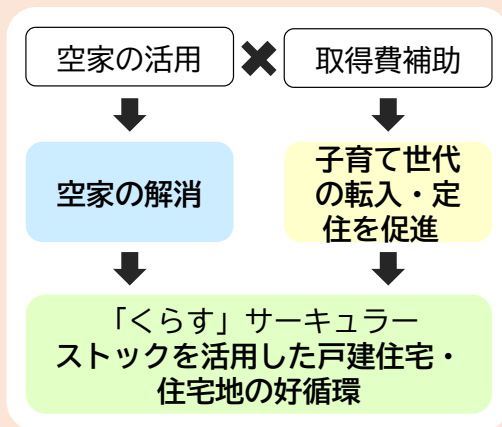
171,000千円（－）

### (3) 空家を活用した子育て世代転入・定住促進事業【新規】

114,000千円（－）

子育て世代による空家の取得に対して補助することで、子育て世代の転入・定住を促進するとともに、近隣に悪影響を及ぼす恐れのある空家を解消し、ストックを活用した戸建住宅・住宅地の好循環を生み出します。

・補助世帯数：80世帯



空家を購入し転居する子育て世代に最大200万円を補助	
加算額	市外からの転入 +30万円
	扶養する子の数が2人以上 +40万円
	3年以上空家の購入 +30万円
基礎額	100万円

補助制度のイメージ

### (4) 子育て世代家賃補助【新規】

10,000千円（－）

家賃負担が大きい子育て世代の負担を軽減するため、家賃補助付き住宅の子育て世代の対象を、中堅所得層まで拡充します。

・補助世帯数：25世帯

本市独自の取組	収入分位	入居世帯の月収額	補助額・補助期間	想定される世帯年収
セーフティネット住宅	第7・8区分（～60%）	214,001円以上～313,000円以下	月額最大4万円補助 子育て世帯：最大6年間 新婚世帯：最大3年間	月収31.3万円の場合 2人世帯：584万円 3人世帯：632万円 4人世帯：677万円
	第5・6区分（～40%）	158,001円以上～214,000円以下	月額最大4万円補助 （補助総額上限480万円） 子育て世帯：最大6年間 新婚世帯：最大3年間	月収21.4万円の場合 2人世帯：436万円 3人世帯：484万円 4人世帯：531万円
	第1～4区分（～25%）	158,000円以下	月額最大8万円補助 （補助総額上限480万円） 最大20年間	月収15.8万円の場合 2人世帯：351万円 3人世帯：400万円 4人世帯：447万円

補助制度の概要

### (5) 子育て世代向け戸建て借上げ市営住宅の検討

既存ストックを活用した子育て世代向け戸建て借上げ市営住宅の検討に取り組みます。

# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

## 2. 企業等と連携した郊外住宅地の再生

新中期

48,310千円 (22,888千円)

鉄道事業者やUR都市機構に加え、新たな企業等と連携し、未利用公有地や既存ストック等を活用しながら、地域資源を活かしたエリアマネジメント、脱炭素化の推進、子育て環境の充実などを進め、魅力ある郊外部の形成に取り組みます。

公有地の活用では、都筑区あゆみが丘地区においては、マスタープランの作成や住宅の設計・施工等を行う事業者を決定します。

また、団地の再生・活性化に向け、管理組合や地域の取組の好事例をフォーラム等を通じて市内の他団地へ共有し、課題解決に向けた取組を支援します。

### (1) 持続可能な住宅地推進

プロジェクト 11,618千円 (10,378千円)

- ・東急田園都市線沿線地域
- ・緑区十日市場町周辺地域
- ・相鉄いずみ野線沿線地域

### (2) JR根岸線沿線南部エリアの

まちづくり検討 4,500千円 (3,800千円)

(3) 公有地活用【新規】 28,000千円\* ( - )  
※柱1の1.(2)の事業費を含む (P.5)

### (4) 住宅地エリアマネジメント 推進検討

2,200千円 (3,000千円)

(5) 団地総合再生支援 1,992千円 (5,710千円)



住宅地エリアマネジメント  
の取組例

## 【コラム】住生活マスタープラン改定

「横浜市住生活マスタープラン（住生活基本計画）」は計画期間を10年間とし、概ね5年ごとに見直しをしている本市の住宅政策に係る基本方針を定める計画です。本計画は、各分野の学識経験者を含む住宅政策審議会での議論を経て平成24年に策定、平成30年、令和4年に改定しました。

現在、全国計画、神奈川県計画も見直しが進められています。本市では、生産年齢人口の減少や住宅価格の高騰といった社会情勢を踏まえ、日本一のストック量を生かしながら、循環型社会・脱炭素社会の実現、マンションの維持・管理、空家対策、子育て世代の転入・定住、福祉と連携した重層的な住宅セーフティネットの充実などを図ることが重要だと考えています。

今後、国や県の動向や社会・経済情勢、関連する分野別計画を踏まえ、計画の見直しを進めていきます。



# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

## 3. マンションの管理・再生支援

新中期

40,533千円 (41,846千円)

分譲マンションの超長寿命化を見据えた管理及び再生の支援に取り組めます。

マンションの管理組合に専門家（アドバイザー）の派遣を実施し、特に課題を抱えるマンションには、伴走型の派遣を実施します。

高経年化するマンションには、建物や住環境等の将来検討・再生のため、専門家（コーディネーター）を派遣し、課題の解決に取り組む管理組合等を支援します。

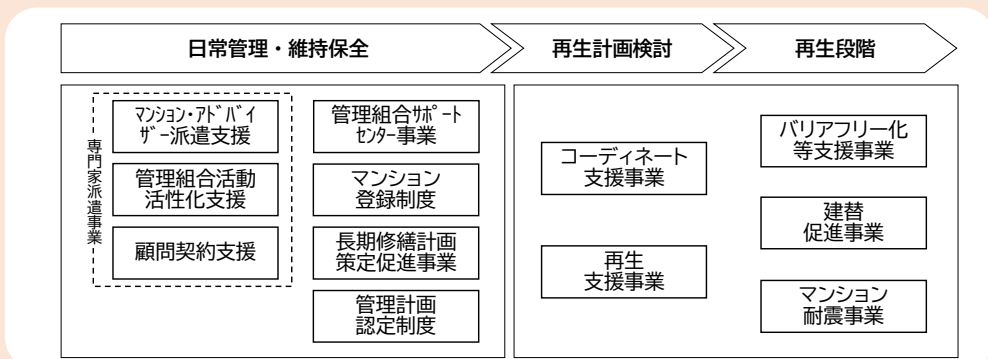
あわせて、管理・修繕に関する基準を満たしたマンションを地方自治体が認定する管理計画認定制度を運用し、適正な管理を推進します。

### (1) 日常管理・維持保全の支援

24,033千円 (24,593千円)

### (2) 再生計画検討・再生段階の支援

16,500千円 (17,253千円)



マンションへの支援策

## 4. 総合的な空家等対策の推進

57,799千円 (56,278千円)

「空家化の予防」、「空家等の流通・活用促進」、「管理不足空家等の防止・解消」を取組の柱として、不動産、法務、建築、まちづくりなどの専門家団体や民間事業者等、関係区局と連携した、総合的な空家等対策を推進します。

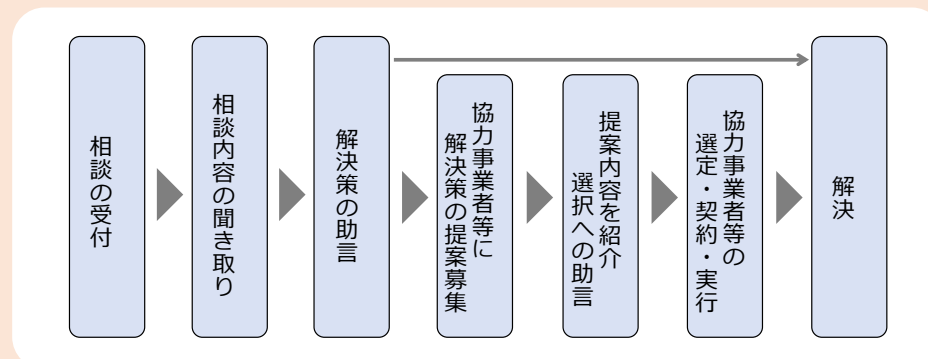
また、令和6年3月に策定した「第3期横浜市空家等対策計画」に基づき、これまでの取組に加え、新設するワンストップ伴走支援型の相談窓口の運営や、SNS等を活用した住まいの終活の啓発、近隣の空家でお困りの方向けの相談受付コールセンターの本格実施などを進めます。

### (1) 空家化の予防、空家等の流通・活用促進

13,037千円 (12,766千円)

### (2) 管理不足空家等の防止・解消

44,762千円 (43,512千円)



ワンストップ伴走支援型相談窓口の流れ

# 柱1 多様な世代に選ばれ、安心して暮らせる住環境の整備

## 5. 市営住宅の整備

9,778,212千円 (9,446,254千円)

「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、昭和56年までに建設された36住宅・約1万4千戸を対象に、更なる長寿命化（住戸改善事業）や、建替えの一部先行（建替事業）、民間事業者と連携した事業手法等を組み合わせ、事業費の平準化を図りながら、効率的、効果的に市営住宅の再生を進めます。

### (1) 住戸改善事業（大規模リフォーム）

3,428,282千円 (6,524,236千円)

### (2) 建替事業

6,051,497千円 (2,770,192千円)

### (3) 市営野庭住宅及び分譲野庭団地の再生等

298,433千円 (151,826千円)



市営野庭住宅(I街区)建替事業イメージ

## 6. 市営住宅の管理

8,798,587千円 (8,558,882千円)

約3万1千戸の市営住宅については、定期募集に加えて常時募集を行うとともに、指定管理者による維持管理、直接建設型住宅の保全・修繕、借上型住宅の適切な確保により、住宅セーフティネットの根幹として、市民の皆さまの住まいの確保を図ります。また、入居者の高齢化等により困難となっている共用部の維持管理を支援するため、希望する住宅の共益費の代行徴収及び共用部代行管理等を行います。

### (1) 市営住宅指定管理者経費

1,702,244千円 (1,626,160千円)

### (2) 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費

2,630,828千円※ (2,294,221千円)

※令和7年度2月補正予算508,351千円を繰り越した場合、3,139,179千円

### (3) 借上型市営住宅費

4,270,756千円 (4,398,466千円)

### (4) 住宅管理システムの運用費等

194,759千円 (240,035千円)



常時募集のしおり

## 7. 多様なニーズに応じた住まいの確保

1,380,601千円 (1,430,854千円)

誰もが安心して居住できる社会の実現を目指して、公的賃貸住宅やセーフティネット住宅を活用することにより、重層的な住まいのセーフティネットの充実を図ります。

また、横浜市居住支援協議会を核とした福祉関係機関、不動産事業者、NPO法人等の連携を強化することにより、入居から退去までの切れ目のない支援を目指します。

### (1) セーフティネット住宅推進事業

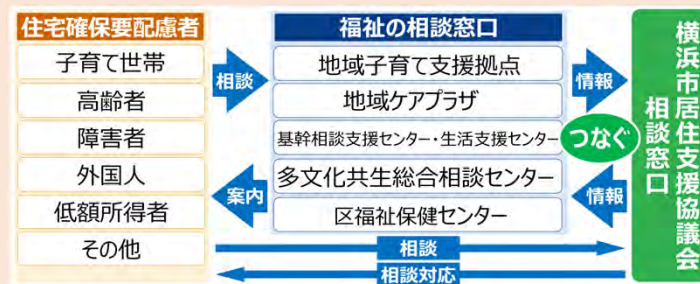
285,051千円 (207,863千円)

### (2) 高齢者向け優良賃貸住宅事業

1,028,474千円 (1,130,253千円)

### (3) 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業

67,076千円 (92,738千円)



福祉の相談窓口と協議会の連携のイメージ

## 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

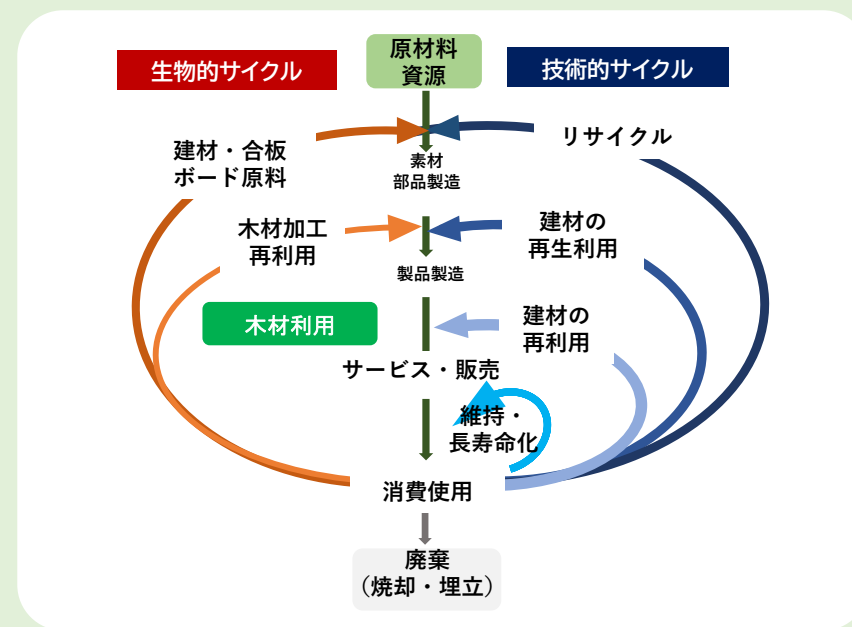
政策13 環境との共生  
施策群28 カーボンニュートラル  
施策群30 循環型社会に向けた取組

横浜グリーンエキスポを契機として、多様な主体と連携した住宅・建築物の省エネ・再エネ化や、公共建築物の省エネ化による脱炭素化を推進します。

また、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組として、公共建築物や既存住宅におけるサーキュラー建築<sup>\*</sup>を進め、持続可能な脱炭素社会・循環型社会の実現を図ります。

1. サーキュラー建築の推進
2. 公共建築物の省エネ化の推進
3. 住宅の省エネ・再エネ化の促進
4. 建築物等の脱炭素化の促進

※サーキュラー建築：建物の設計・施工から使用、解体に至るまでの各段階で、長寿命化や木材利用、建材の再利用等を図り、資源の循環と廃棄物の削減を目指す建築の考え方。



サーキュラー建築の概念図

# 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

## 1. サークュラー建築の推進

新中期

4,554,760千円（3,785,316千円）

公共建築分野では、リサイクルやリユース、分解・解体のしやすさ等を考慮した「サーキュラー設計」に新たに取り組むとともに、施設の長寿命化・ZEB\*化、天然素材である木材の積極的活用を進め「サーキュラー建築」を率先して推進します。

また、住宅分野では、リノベーションによる既存ストックの流通・活用を進め、循環型社会の実現を図ります。

加えて、「サーキュラー建築」の取組を、横浜グリーンエキスポにおける展示等を通じて広く発信し、普及啓発を図ります。

※ZEB(ゼブ):年間一次エネルギー消費量の収支を実質的にゼロにすることを目指した建物(P.13に【コラム】掲載)

### (1) サークュラー設計の推進【新規】

10,000千円（－）

リサイクルやリユース、分解・解体のしやすさ等を考慮した設計を実現していくための仕組みづくりを進めます。

#### ・よこはまサーキュラー指標策定

建築物のサーキュラー貢献度等を評価する「指標」をまとめます。

#### ・解体しやすい設計手法の検討

解体建材を再利用するため、解体しやすい設計手法を検討します。

#### ・廃材再生利用の推進

解体時に発生する建材の水平リサイクルを進めていきます。

#### ・木造化方針の策定

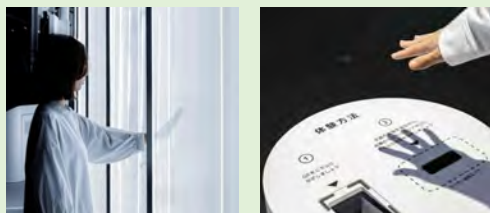
公共建築物の木造化の方針を策定し、木材利用の拡大を図ります。

### (2) 横浜グリーンエキスポにおけるサーキュラー建築の普及啓発【新規】

40,000千円（－）

横浜グリーンエキスポの市発信拠点等において、横浜市が建築・住宅分野で進めるサーキュラー建築の取組を広く発信し、次世代を担う子どもたちを含む市民等の関心を高め、行動変容につなげていきます。

#### ・よこはまサーキュラー建築普及啓発事業

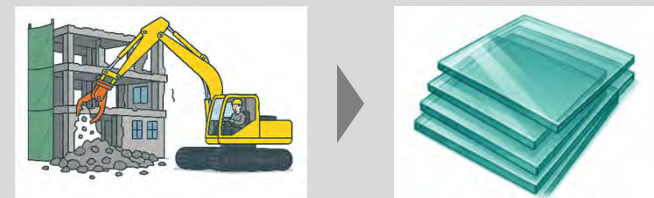


体験型展示による情報発信（イメージ）

### 【コラム】ガラスの水平リサイクル

これまで廃棄窓ガラスは埋め立て処分が主流でしたが、これを新たな窓ガラス製品の原料として再利用することを目指し、市立二俣川小学校の旧校舎解体工事をフィールドに実証実験を行っています。

今後の地域における持続可能な窓ガラスの循環システムの構築に向けて、官民一体で取り組みます。



建材の水平リサイクル

# 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

## 1. サークュラー建築の推進

新中期

4,554,760千円 (3,785,316千円)

### (3) 建材の再利用に向けた取組

10,500千円 (8,500千円)

公共建築物の解体に伴い発生した建材を、建材や什器などへ再利用する取組をさらに進めます。また、建材再利用の普及啓発を進めます。

#### ・アップサイクルの推進

小中学校の体育館床材を再利用し、資源循環を推進します。また、環境教育を通して、循環型社会への理解を深めます。

#### ・横浜グリーンエクスポ建材再利用の取組

エクスポ終了後の展示施設等の解体に伴い発生する建材を公共施設で活用するための検討を進めます。

再掲 (P.11)

#### ・廃材再生利用の推進【新規】



公共工事での活用



アップサイクルの展示

### (4) 公共建築物の長寿命化対策

4,367,223千円 (3,764,050千円)

約880の市民利用施設等を対象に、施設の劣化状況を常に把握しながら、効率的かつ効果的に保全対策を行うことで、安定した施設の運営を目指します。また、既存施設のZEB化改修を引き続き進めます。

#### ・公共建築物長寿命化対策事業

保全工事等：約95件

劣化調査点検（6年ごと）：約130施設

既存施設のZEB化改修検討

#### ・建築基準法第12条に基づく点検業務

建物点検（3年ごと）：約160施設

設備点検（毎年）：約550施設

防火設備点検（毎年）：約380施設



長寿命化対策事業例（屋上防水改修）

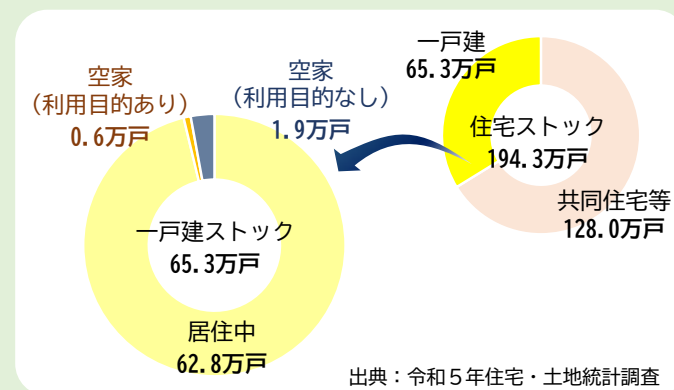
### (5) 既存住宅ストックの流通・活用

127,037千円 (12,766千円)

日本一のストック量を有する住宅分野では、子育て世代への空家の取得補助等により、既存ストックの流通・活用を促進するとともに、既存住宅ストックを活用した子育て世代向け戸建て借上げ市営住宅の検討にも取り組みます。

#### ・空家を活用した子育て世代転入・定住促進事業【新規】再掲 (P.6)

#### ・空家化の予防、空家等の流通・活用促進再掲 (P.8)



出典：令和5年住宅・土地統計調査

市内の住宅ストック

# 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

## 2. 公共建築物の省エネ化の推進

新中期

6,330,869千円 (4,711,185千円)

公共建築物の整備では、省エネ化の更なる推進に向け環境配慮基準の改定を行います。また、木造化や木質化により、再生可能な木材の利用を促進し、脱炭素化に貢献します。

さらに、市民利用施設や庁舎等の既存施設では、ESCO事業等による省エネ改修や、先駆的な取組であるZEB化改修に取り組み、快適性を向上させながら脱炭素化を進めます。

### (1) 脱炭素推進・木材利用促進事業

5,500千円 (8,250千円)

公共建築物の整備における省エネ化や木材利用を通して、脱炭素化を推進します。

#### ・環境配慮基準の改定

省エネ化の基準を現行のZEB Oriented相当からZEB Readyへ改定します。

#### ・木材利用促進

木造3階建の万騎が原小学校や、CLT工法※を採用した港南区消防団器具置場等の整備を推進します。木造・木質化の促進に向け、設計者等を対象とした研修会を開催します。

#### ・木造化方針の策定【新規】

再掲 (P.11)

※CLT工法 (Cross Laminated Timber) 木材を積層して接着した板材を使用する技術で耐震性、断熱性リユース性が高いとされる工法。



万騎が原小学校イメージ

### (2) 既存施設のZEB化改修検討

30,000千円※ (9,000千円)

※柱2の1.(4)の事業費の一部 (P.12)

長寿命化工事の実施に合わせたZEB化改修を目指し、施設の断熱性能の向上や高効率機器の導入などの採用手法や、施設を運営しながらの改修工事における課題などを整理し、費用対効果を検証します。施設の規模や形状、特性にあわせ用途ごとに検討を行い、ZEB化の対象を拡大していきます。



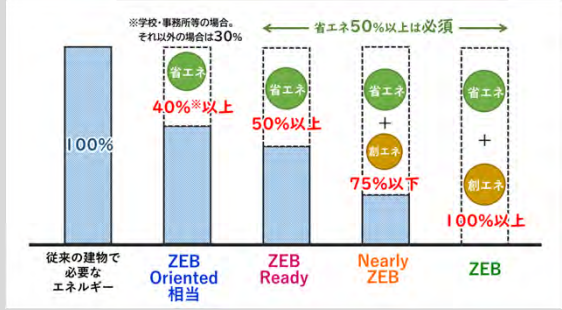
長津田消防出張所

### 【コラム】ZEB※について

石油やガス、電気などの年間一次エネルギー消費量の収支を実質的にゼロにすることを目指した建物のことで、達成度合いに応じて、下図のように4つの種類に分類されます。

横浜市では、公共施設の一層の省エネ化に向け、今後の新築や既存改修等において、ZEB Ready水準を達成できるよう、取組を進めています。

※ZEB (ゼブ) : Net Zero Energy Building



# 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

## 2. 公共建築物の省エネ化の推進

新中期

6,330,869千円 (4,711,185千円)

### (3) 既存施設の省エネルギー化の推進

773千円 (5,273千円)

民間の資金とノウハウを活用して設備改修を行うESCO事業によって、既存施設の省エネルギー化及び財政負担の軽減を図ります。

また、LED化ESCO事業については、地域ケアプラザなどを対象に継続して実施していきます。



複数施設をまとめてLED化

### (4) 市営住宅の省エネ化の推進

6,294,596千円※ (4,688,662千円)

※令和7年度2月補正予算508,351千円(令和8年度へ繰越)を含めると、6,802,947千円  
※柱1の5及び6の事業費の一部(P.9)

建替えでは断熱等級6(計画済のものは断熱等級5)以上の断熱性能を備えた住宅にします。新たに計画する住戸改善においては、断熱等級5を目標としていきます。

既存の住宅における計画修繕では、共用部照明のLED化を進め、2027年度までの導入完了を目指します。また、PPA事業による太陽光発電設備の設置に先立ち、屋上の防水更新を実施します。

- ・ **建替事業**  
断熱等級6：六浦住宅、洋光台住宅C街区  
断熱等級5：さかえ住宅等 4住宅
- ・ **計画修繕** LED化：15住宅  
PPA屋上防水：2住宅【新規】



さかえ住宅・洋光台住宅(A街区)完成イメージ

### 【コラム】LED化ESCOによる財源創出

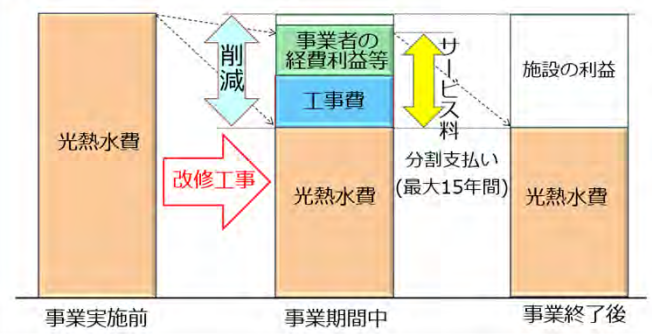
令和4年度から開始したLED化ESCO事業は、消防施設や図書館をはじめとして、これまで約440施設のLED化に着手しています。

今後、令和9年度末までの工事の完了を目指して、約120施設実施する予定です。

これら全ての工事費用は将来の削減される電気料金で賄われ、財源創出にも寄与しています。

- <削減効果>
- ・ 初期工事費約116億円
  - ・ 電力削減量約7割
  - ・ CO2排出量約12,000トン/年 (削減効果は毎年継続)

### 【ESCO事業のしくみ】



# 柱2 脱炭素社会・循環型社会の実現

## 3. 住宅の省エネ・再エネ化の促進

新中期

151,925千円 (157,314千円)

住宅の脱炭素化に向けて、多様な主体と連携したコンソーシアムによる普及啓発や、設計・施工者の技術力向上への支援などにより、「健康」「快適」「経済性」を兼ね備えた「省エネ性能のより高い住宅※」の普及を促進します。

※最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた住宅

- (1) よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム 11,347千円 (12,088千円)
- (2) マンションの省エネ改修促進 400千円※ (2,000千円)  
※柱1の3の事業費の一部 (P.8)  
・ 計画作成への費用補助：2件
- (3) よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度 8,980千円 (10,000千円)
- (4) 既存住宅断熱改修補助 131,198千円 (133,226千円)  
・ 部分改修：40件【拡充】  
・ 1棟改修：60件

断熱等級	UA値	冬季の室内イメージ
等級7	0.26	
等級6	0.46	
等級5	0.6	
等級4	0.87	

一部国交省資料から引用

断熱等級のイメージ



省エネ住宅のセミナー

## 4. 建築物等の脱炭素化の促進

16,942千円 (20,231千円)

横浜市再エネ・省エネ説明制度等の各種制度の運用により、更なる建築物の脱炭素化を推進します。また、民間建築物の木材利用を促進します。

- (1) 環境に配慮した建築物の普及促進 15,505千円 (18,900千円)  
・ 横浜市再エネ・省エネ説明制度  
・ CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）  
・ 長期優良住宅等の認定
- (2) 民間建築物の木材利用の促進 1,437千円 (1,331千円)  
・ 木材利用優良建築物の表彰  
・ 木材利用推進月間のイベント、環境教育出前講座等



横浜市再エネ・省エネ説明制度のパンフレット



木材利用促進イベント

# 柱3 災害に強いまちづくり

令和7年3月に策定された「横浜市地震防災戦略」や、令和8年4月改正の「第4期横浜市耐震改修促進計画」の新たな目標を達成するため、木造住宅やマンション等の耐震化に取り組みます。また、崖地の防災対策などによる風水害への備えを進め、市民の安心・安全につなげます。

1. 木造住宅の耐震化
2. マンション等の防災対策
3. 崖地の防災対策
4. 狭あい道路の拡幅整備
5. 通学路沿いブロック塀等の改善
6. 大規模盛土造成地の耐震化



木造住宅の耐震工事施工状況

# 柱3 災害に強いまちづくり

## 1. 木造住宅の耐震化

新中期

229,503千円 (229,503千円)

木造住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で建築された住宅及び新耐震グレーゾーン住宅※について、耐震診断や耐震改修・除却工事に要する費用等の補助を行うとともに、耐震改修等を行うことが難しい高齢者等の戸建て住宅向けに、家屋が倒壊しても生存空間を確保できる防災ベッド・耐震シェルター等の補助を行います。

また、耐震性の不足する建築物の危険性や、命を守る対策の必要性、補助制度の周知を行っていきます。

※新耐震グレーゾーン住宅：昭和56年6月から平成12年5月末までに建築された住宅

### (1) 木造住宅耐震事業・防災ベッド等設置推進事業

229,503千円 (229,503千円)

木造住宅について、耐震診断や耐震改修・除却工事、防災ベッド・シェルター設置に要する費用等の補助を行います。

#### ・木造住宅耐震事業

耐震診断：650件、耐震改修：56件、除却工事：161件

#### ・防災ベッド等設置推進事業

防災ベッド・テーブル、耐震シェルター：50件



耐震改修工事金物施工状況



防災ベッドの展示 (戸塚区役所)

### 【コラム】横浜市耐震改修促進計画

近年、能登半島地震をはじめとする災害により、耐震化の重要性が再認識されていますが、本市では、これまでの取組により耐震性を有する建物が、戸建て住宅は92%、共同住宅97%、病院などの特定建築物は96%に達しています。

一方で、耐震性がない新耐震グレーゾーン住宅が約3.4万戸と推定しており、また、災害時に輸送路となる沿道の建築物や拠点となる病院の耐震化も引き続き進めていく必要があります。

そこで、令和8年度からの第4期計画では、建替え促進や補助制度の拡充、病院への相談体制整備などに取り組み、災害に強い誰もが安心できるまちづくりを進めます。



災害時に輸送路となる道路(国道133号)

# 柱3 災害に強いまちづくり

## 2. マンション等の防災対策

新中期

580,734千円 (580,734千円)

マンションや特定建築物※に対し、耐震診断や耐震改修費用等の補助を行い耐震化を支援するとともに、マンションについては、よこはま防災力向上マンション認定制度を推進し、ハード・ソフトの両面から防災対策を推進します。

※特定建築物：「多数の者が利用する病院や学校、百貨店などの大規模建築物」や「震災時に重要な道路の沿道建築物」等

### (1) マンション耐震事業・特定建築物耐震事業

576,167千円 (576,167千円)

マンション・特定建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修費用等の補助を行うとともに、専門家の派遣などを通じ、改修コストや工法など、管理組合や所有者等の意思決定に必要な情報等を提供します。

#### ・マンション耐震事業

耐震診断：5件、改修設計：4件、耐震改修：5件

#### ・特定建築物耐震事業

耐震診断：4件、改修設計：9件、耐震改修：6件、除却工事：5件

#### ・耐震トータルサポート事業

マンション サポート派遣：30回、  
                  専門家派遣：20回  
特定建築物 サポート派遣：35回、  
                  専門家派遣：23回



ピロティ部分に耐震ブレースを新設した事例

### (2) よこはま防災力向上マンション認定制度

4,567千円 (4,567千円)

大地震などの災害への備えを強化するため、よこはま防災力向上マンション認定制度を推進することにより、本市の住宅の約6割を占めるマンションの防災対策を促進し、周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

認定実績：本認定 計63件、計画認定：計2件（本認定したものを除く）  
マンション防災アドバイザー派遣実績：57団体、計198回派遣

※令和8年3月末現在



認定証プレート



認定制度のしくみ

# 柱3 災害に強いまちづくり

## 3. 崖地の防災対策

新中期

597,748千円※ (491,904千円)

※令和7年度2月補正予算4,000千円(令和8年度へ繰越)を含めると、601,748千円

大雨等による崖崩れ災害から市民の皆さまの生命や財産を守るため、「啓発活動」、「予防対策」、「発災・復旧対応」に取り組み、総合的な崖地の防災対策を進めます。

急傾斜地崩壊対策事業については、区域の指定に向けて県と連携して取り組むとともに、区域内で県が施工する崩壊防止工事等に対して、費用の一部を負担することにより、崖地の改善を促進します。

### (1) 崖地防災対策事業

116,563千円 (116,583千円)

防災対策工事助成金：15件

減災対策工事助成金：15件

### (2) 急傾斜地崩壊対策事業

481,185千円 (375,321千円)

予定箇所数：78件



崖地防災対策助成金制度の利用例

## 4. 狭あい道路の拡幅整備

907,346千円 (935,854千円)

地域の安全性や災害時の避難等を考慮して指定した「整備促進路線」を中心に、後退に関する協議や拡幅整備費用の補助、舗装工事を行い、段差のない「道路状整備」を促進します。

また、路線単位で交差点間を一体的に拡幅することが効果的なことから、「路線型整備」を推進し、地域の合意形成に向けた支援や、市による拡幅工事を実施します。

さらに、公共交通機関での車内広告を掲載するなど、様々な機会を捉え、制度周知に取り組めます。

### (1) 狭あい道路の拡幅整備

907,346千円 (935,854千円)

協議のための測量：790件

狭あい道路拡幅整備への補助：82件

舗装工事：一般型151件、路線型1路線



狭あい道路拡幅整備工事

## 5. 通学路沿いブロック塀等の改善

新中期

29,800千円 (68,425千円)

通学路沿いのブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全を確保するため、建築士と連携した調査・働きかけや、広報周知を行うとともに、除却工事等の費用の補助を行います。

### (1) ブロック塀等の除却工事等の費用の補助

19,800千円 (49,425千円)

補助件数：80件

### (2) 民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進

10,000千円 (19,000千円)

建築士による調査等の件数：700件

## 6. 大規模盛土造成地の耐震化

73,645千円 (1,243千円※)

※令和6年度2月補正予算77,400千円の繰越を含めた場合、78,643千円

国の宅地耐震化推進事業に基づき、大規模盛土造成地の調査や対応等の検討を行います。現地の確認等により、詳細調査(第二次スクリーニング)が必要と考えられる地区を対象に、ボーリング等の地盤調査や安定計算を実施します。

・調査地区：6地区(継続調査)

# 柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進

政策08  
暮らし・コミュニティ

施策群16 地域の生活環境

政策12  
まちづくり

施策群27 郊外部のまちづくり

市民の安心・安全や、時代の変化、社会のニーズに対応したまちづくりを推進するため、土地利用制度の点検・見直しや、建築や開発等に係る的確な指導・誘導、災害防止対策のために必要な基礎調査に取り組みます。

また、横浜DX戦略に掲げるサービスの「快適」を創る行政のDXの実現に向けて、市民や事業者の皆さまが活用しやすいデジタルデータの公開や行政手続きの電子化を進めます。

1. 時代に即したまちづくりに向けた土地利用制度の活用
2. 中高層建築物等に関する調整
3. 宅地指導行政の推進
4. 建築指導行政の推進
5. 違反是正指導の推進
6. 建築審査会・開発審査会の運営
7. 建築・宅地指導行政手続きのDX推進



建築・宅地に関する相談窓口

# 柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進

## 1. 時代に即したまちづくりに向けた土地利用制度の活用

新中期

5,523千円（9,470千円）

人口減少や超高齢化、脱炭素社会や循環型社会の実現など時代や社会情勢の変化へ対応するため、都市計画マスタープランの実現等に向けた制度の点検・見直しや、個別の土地利用計画に対する総合調整などにより、子育て世代をはじめとした多様な世代に選ばれ、持続的に発展する魅力あるまちづくりを進めます。

### (1) 土地利用制度の点検・見直し

### (2) 土地利用の総合調整

5,523千円（9,470千円）

都市計画マスタープランの実現に向けて、土地利用誘導戦略の策定に伴って、容積率や高さなどの見直しを進めます。また、社会情勢の変化に対応したまちづくりに関する制度の点検・見直しを行います。

個別の土地利用計画に対して、地域の実情に即した土地利用や施設の誘導を図るため、関係する区局が連携し、土地所有者や事業者へ本市における土地利用の方針や重要な都市計画に関する助言を行います。また、時代や社会情勢の変化に対応した施策の企画立案を進めます。

#### ・土地利用誘導戦略の策定に伴って許可制度等の見直し

【見直しの例】

- ア 都心部(横浜駅周辺、新横浜駅周辺)における高次な都市機能集積を図る容積率等の緩和制度の見直し
- イ 郊外部における主要駅周辺への居住誘導に向けた「住宅容積率」の見直し

#### ・社会情勢の変化に対応したまちづくりに関する制度の点検・見直し

【見直しの例】

- ・ 開発許可基準等における用途に応じて求められる道路幅員等の基準

制度	届出者	対象
工業集積地域における土地取引届出制度	土地所有者	工業集積地域内の0.5ha以上の土地取引 届出時期：土地取引の6か月前
土地利用総合調整会議	開発事業者等	大規模な開発事業等（共同住宅、物流等） 届出時期：開発許可等の6か月前

制度の概要

# 柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進

## 2. 中高層建築物等に関する調整

1,717千円 (1,717千円)

中高層建築物等の建築や開発事業にあたり、事業者が計画の事前周知や説明を実施することで、良好な近隣関係を保持し、安全で快適な住環境の保全・形成を図ります。

また、近隣住民及び周辺住民が建築の専門的な内容に関する理解を深め、建築主との相隣問題について自主的な解決が図られるよう、本市から建築士等の専門家を派遣します。

- (1) 中高層建築物条例等の手続き、あっせん・調停・専門家助言制度の運営  
1,717千円 (1,717千円)

建築計画のお知らせ	
敷地の地名地番	横浜市 ○○区 ○○町 ○丁目 ○番地○
名称	(仮称) ○○○新築計画
用途	共同住宅・事務所
工事の種類	新築
敷地面積	1124.37㎡
建築面積	872.33㎡
延べ面積	8922.83㎡
高さ	28.92m
階数・種数	地上9階 地下1階1種
居住戸数	90戸
駐車台数	50台
報告書提出年月日	年 月 日
横浜市意見書交付年月日	年 月 日
着工予定年月日	○年○月○日
完了予定年月日	○年○月○日
建築主住所	横浜市○○区○○町○○丁目○番地○
氏名	株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○
住所	東京都○○区○○町○○丁目○番地○ ○○ビル5F
氏名	○○設計事務所 ○○ ○○
住所	横浜市○○区○○町○○丁目○番地○
氏名	○○株式会社○○支店 支店長 ○○ ○○
標識設置年月日	○年○月○日
標識設置届受付番号	

この標識は、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に基づき設置したものです。この建築計画又は工事について同条例に基づく説明を求められる方は、次の連絡先に申し出てください。

連絡先 東京都○○区○○町○○丁目○番地○  
○○設計事務所 担当 ○○ 電話 03(○○○○) ○○○○

建築計画の標識看板

## 3. 宅地指導行政の推進

78,326千円 (57,576千円※)

※令和6年度2月補正予算22,000千円の繰越を含めた場合、79,576千円

安全で良質な宅地の整備に向けて、開発・宅地造成等工事の許可申請や市街化調整区域内の建築等の許可申請の審査・検査を的確に行います。

また、市内の既存盛土等を把握するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づく既存盛土等の調査等を行います。

- (1) 開発・宅地造成等の審査・検査の運営  
50,172千円 (55,074千円)
- (2) 盛土規制法に基づく基礎調査等  
28,154千円 (2,502千円)



開発許可による戸建て分譲地

## 4. 建築指導行政の推進

161,732千円 (155,171千円)

市民や事業者の皆さまからの相談等に丁寧に対応し、建築確認申請の審査、検査及び建築物等の許認可を適切に行うとともに、指定確認検査機関への指導・連携を図ることで、安心・安全の確保を図ります。

また、建築計画概要書や建築基準法の道路種別など、建築確認等に必要とされる情報の提供を適切に行い、市民等へのサービス向上を図ります。

- (1) 建築指導行政の運営等  
161,732千円 (155,171千円)



現場検査の様子

# 柱4 安心・安全やまちづくりを支える建築・宅地指導行政の推進

## 5. 違反是正指導の推進

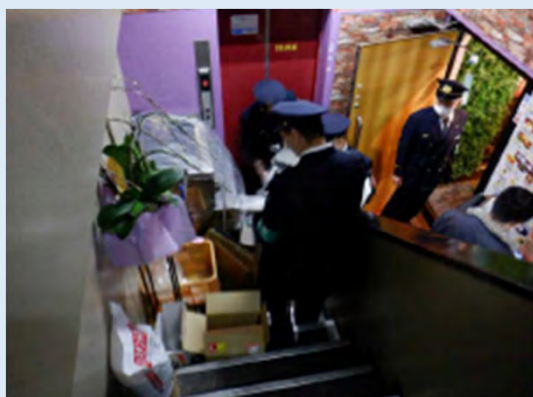
74,778千円 (74,235千円)

「違反をさせない、見逃さない、許さない」という基本的な考え方にに基づき、建築基準法、都市計画法、盛土規制法などの違反に対し、継続的かつ効果的な是正指導を進めます。

特に、火災や大雨等により市民の皆さまの生命・財産などに危険が及ぶと考えられる違反案件については、命令発令や行政代執行等を含めた厳格な姿勢で的確な指導を行います。

### (1) 違反是正指導の推進

74,778千円 (74,235千円)



消防や警察等との夜間一斉合同査察の様子

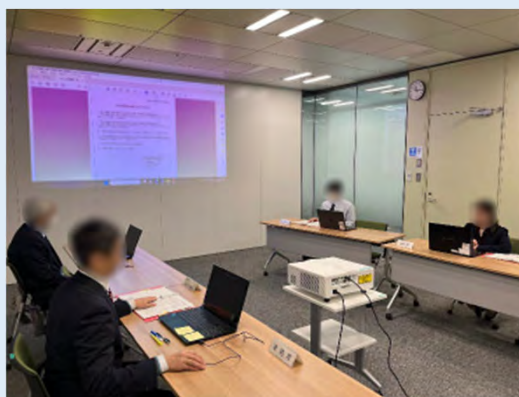
## 6. 建築審査会・開発審査会の運営

3,165千円 (3,177千円)

建築基準法及び都市計画法に基づき、法律、都市計画、建築等に関する専門家の委員により構成される建築審査会及び開発審査会において、本市の許可に対する同意等や審査請求に対する裁決を行います。これにより、適正な建築・開発指導行政を推進します。

### (1) 建築審査会・開発審査会事業

3,165千円 (3,177千円)



審査会の会議の様子

## 7. 建築・宅地指導行政手続きのDX推進

46,186千円 (110,420千円)

デジタルデータの整備・公開及び手続きのオンライン化により、市民や事業者の皆さまの利便性向上、業務の効率化に取り組みます。

建築物・昇降機等の定期報告のオンライン受付、建築確認申請台帳記載証明書<sup>※</sup>の電子交付等を開始します。また、建築確認申請についてもオンライン受付等の導入を目指し、検討を進めます。

### (1) 定期報告のオンライン受付開始

32,405千円 (107,720千円)

### (2) 建築確認申請台帳のテキスト化の推進・電子交付の開始

3,781千円 (2,700千円)

### (3) 開発許可要否の事前相談のオンライン化の開始

### (4) 建築確認申請のオンライン受付等の検討



定期報告オンラインシステム画面

# 柱5 市民生活を支える**公共施設**の整備・保全

政策08  
暮らし・コミュニティ

施策群16 地域の生活環境

政策13  
環境との共生

施策群28 カーボンニュートラル  
施策群30 循環型社会に向けた取組

誰もが利用しやすく地域が誇れる施設づくりを目指し、循環型社会の実現や省エネ化など、市民や社会の要請に応じた**公共施設の整備・保全を進めます。**

また、より働きやすい環境づくりを目指し、市内の建設業界と連携して、**デジタル技術の活用や現場環境の改善を図るとともに、次世代への魅力発信を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。**

1. 公共施設の整備
2. 建設関連産業の活性化
3. サーキュラー建築の推進（再掲）
4. 公共建築物の省エネ化の推進（再掲）
5. 営繕業務のDX推進



中央図書館  
(のげやま子ども図書館おやこフロア：赤ちゃんエリア)

# 柱5 市民生活を支える公共施設の整備・保全

## 1. 公共施設の整備

予算は各所管局にて計上

施設を所管する各局からの依頼を受け、様々な公共建築物の設計、工事監理を進めます。

施設の計画にあたっては、脱炭素社会の実現に向けて環境負荷の低減に配慮し、地震や風水害などの災害に対する安全性を確保するとともに、図書館ビジョンを踏まえた図書館等、地域のシンボルとしても誇れる施設づくりを目指すなど、永く市民の皆さまに親しみ愛される公共建築物の整備に取り組みます。

なお、工事発注にあたっては、市内経済の活性化の観点により、市内事業者への優先発注を基本方針としています。

### 【令和8年度の主な設計・工事の予定（☆：令和8年度に新たに着手する工事）】

#### (1) 市民利用施設・庁舎

- ・東部方面斎場整備
- ・西スポーツセンタープール屋根改修
- ・金沢区民文化センター（仮称）新築整備
- ・消防訓練センター更新整備
- ・中央図書館改修整備（のげやま子ども図書館）
- ・野毛山動物園更新整備
- ・地域図書館のリノベーション（山内・戸塚・金沢）（設計）
- ・旧上瀬谷通信施設 現地司令施設整備（設計）

金沢区民文化センター  
完成イメージ  
(令和9年度完成予定)



#### (2) 住宅

- ・市営住宅建替え整備  
さかえ住宅  
洋光台住宅（A街区）  
六浦住宅☆
- ・市営住宅住戸改善事業  
ひかりが丘住宅（第9期）☆



六浦住宅（仮称）完成イメージ  
(令和9年度完成予定)

#### (3) 学校

- ・市立小中学校建替え整備  
都岡小、榎が丘小、二俣川小、瀬谷小、  
万騎が原小（木造校舎）、矢向小、  
吉原小、今宿小、つつじが丘小、戸塚小、  
桜岡小、本郷中、菊名小☆、瀬谷中☆
- ・その他  
箕輪小増築



つつじが丘小学校完成イメージ  
(令和8年度完成予定)

# 柱5 市民生活を支える公共施設の整備・保全

## 2. 建設関連産業の活性化

3,735千円 (3,735千円)

建設需要の高まりを見せる一方で、技術者の高齢化が進むなど、建設業の担い手不足が課題となっています。まちの安心・安全を支える建設業の現在及び将来の担い手確保に向け、誰もが働きやすい環境の整備や建設業の魅力発信を、事業者の皆さまと意見交換等を行いながら、共に取り組んでいきます。

### (1) 建設業活性化・人材育成事業

1,077千円 (950千円)

#### ・人材確保・育成に向けた取組

建設業関連団体と連携し、子どもたちが建築分野に興味を持つきっかけとなるイベント等を実施します。

よこはま建築ひろば

中高生等対象 建設現場見学会

小学校への出前授業 等



よこはま建築ひろば



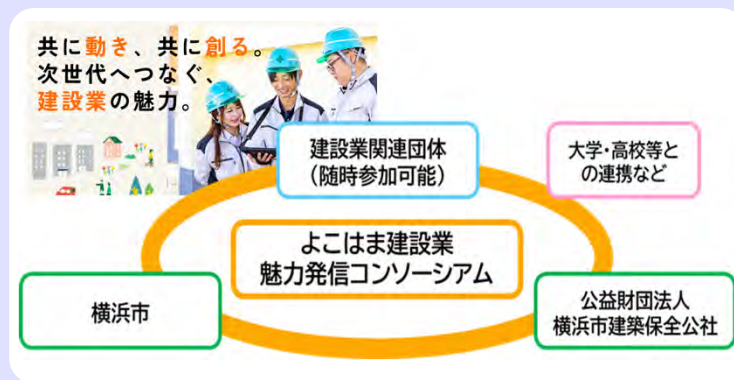
建設現場見学会

#### ・建設業の魅力発信

「よこはま建設業魅力発信コンソーシアム」の一員として、公民で連携しながらSNS等による若年層への魅力発信をはかります。

#### ・誰もが働きやすい建設業界の推進

「受注者希望型女性定着モデル工事」を引き続き実施するなど、建設業界の皆さまと意見交換を行いながら、よりよい現場環境の整備を進めます。



### (2) アドバイザー派遣事業

988千円 (1,027千円)

市内の建設業関連団体及び中小建設関連企業が開催するセミナー、研究会等に、各分野の専門家をアドバイザーとして派遣することで、時代に合わせた経営課題の解決及び専門知識・技術の習得等を促進します。

### (3) 建設業活性化対策助成事業

1,670千円 (1,758千円)

市内の建設業関連団体及び中小建設関連企業が行う人材確保・人材育成等に関する取組に対し、その活動経費の一部を助成することにより支援を行います。

<支援内容>

- ・就職情報サイト掲載費用
- ・資格試験の受験費用や、BIM研修等の参加費用
- ・若年層の定着支援（奨学金を代理返還する企業に対する支援）【新規】 等

# 柱5 市民生活を支える公共施設の整備・保全

## 3. サークュラー建築の推進

新中期 ▶ 4,377,723千円 (3,772,550千円)

### 再掲 (P.12)

公共建築分野では、リサイクルやリユース、分解・解体のしやすさ等を考慮した「サーキュラー設計」に新たに取り組むとともに、施設の長寿命化・ZEB化、天然素材である木材の積極的活用を進め「サーキュラー建築」を率先して推進します。

#### (1) 建材の再利用に向けた取組

10,500千円 (8,500千円)

公共建築物の解体に伴い発生した建材を、建材や什器などへ再利用する取組をさらに進めます。また、建材再利用の普及啓発を進めます。

#### (2) 公共建築物の長寿命化対策

4,367,223千円 (3,764,050千円)

約880の市民利用施設等を対象に、施設の劣化状況を常に把握しながら、効率的かつ効果的に保全対策を行うことで、安定した施設の運営を目指します。また、既存施設のZEB化改修を引き続き進めます。

## 4. 公共建築物の省エネ化の推進

新中期 ▶ 6,330,869千円 (4,711,185千円)

### 再掲 (P.13,14)

公共建築物の整備では、省エネ化の更なる推進に向け環境配慮基準の改定を行います。また、木造化や木質化により、再生可能な木材の利用を促進し、脱炭素化に貢献します。

さらに、市民利用施設や庁舎等の既存施設では、ESCO事業等による省エネ改修や、先駆的な取組であるZEB化改修に取り組み、快適性を向上させながら脱炭素化を進めます。

#### (1) 脱炭素推進・木材利用促進事業

5,500千円 (8,250千円)

#### (2) 既存施設のZEB化改修検討

30,000千円 (9,000千円)

#### (3) 既存施設の省エネルギー化の推進

773千円 (5,273千円)

#### (4) 市営住宅の省エネ化の推進

6,294,596千円 (4,688,662千円)

## 5. 営繕業務のDX推進

15,304千円 (16,144千円)

建設業の働き方改革の推進や、生産性の向上に向けて、設計・施工等におけるDXの取組を推進します。

#### (1) 工事施工・監理における取組

1,300千円 (2,095千円)

- ・ 施工者と発注者間の業務効率化に寄与する情報共有システム (ASP) ※の活用を、原則全ての工事に拡大します。

※ 情報共有システム(ASP):

情報通信技術(インターネットクラウド上のシステム)を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって、工事関係書類の提出や承認の電子化などで、業務の効率化を実現できるシステム。

#### (2) 設計・積算における取組

14,004千円 (14,049千円)

- ・ BIM ※等のICT活用を評価対象とした設計者選定などにより、BIM活用を推進します。
- ・ 自動的に積算をチェックする積算サポートシステムの運用により、積算精度の向上や業務の効率化を図ります。

※ BIM(ビム)(Building Information Modeling):

コンピュータ上に作成した3次元モデルに、材料や部材の仕様・性能、コスト、仕上げ等の建築物の情報を追加等できるシステム。

<b>1</b>	建築行政総務費		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 7,764,112	
	前年度	7,520,016	
	差引	244,096	
本年度の財源内訳	国	697,838	<p>特定建築物や木造住宅、マンションの耐震対策並びにブロック塀等の改善、狭あい道路の拡幅、崖地防災対策などにより、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進するとともに、違反建築等に対する是正指導を進めます。</p> <p>また、CASBEE横浜の普及促進など脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p><b>&lt;主な事業&gt;</b></p> <p><b>職員人件費</b> 4,703,455千円 (職員の人件費)</p> <p><b>狭あい道路拡幅整備事業</b> 907,346千円 (協議のための測量、拡幅整備助成、後退用地の買取り等)</p> <p><b>急傾斜地崩壊対策事業</b> 481,185千円 (急傾斜地における崩壊防止工事等)</p> <p><b>マンション耐震事業</b> 335,038千円 (専門家派遣、耐震診断・工事費補助金等)</p> <p><b>特定建築物耐震事業</b> 241,129千円 (専門家派遣、耐震診断・工事費補助金等)</p>
	県	122,268	
	市債	480,000	
	その他	361,349	
	一般財源	6,102,657	

<b>2</b>	公共建築物長寿命化対策費		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 4,367,223	
	前年度	3,764,050	
	差引	603,173	
本年度の財源内訳	国	—	<p>「横浜市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について劣化調査及び点検等を実施し、建築物及び建築設備の部位ごとに劣化状況を詳細に把握します。その劣化状況を元に優先順位を付けて計画的に予防保全を実施するとともに、予測できない突発的な不具合についても迅速に対応します。</p> <p><b>&lt;主な事業&gt;</b></p> <p><b>公共建築物長寿命化対策事業</b> 4,157,512千円 (長寿命化対策工事、劣化調査点検委託、既存施設のZEB化改修等)</p> <p><b>建築基準法第12条点検業務費</b> 209,711千円 (公共建築物の建築基準法12条点検業務)</p>
	県	—	
	市債	3,769,000	
	その他	—	
	一般財源	598,223	

<b>3</b>	工事監理費		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 49,193	
	前年度	46,943	
	差引	2,250	
本年度の財源内訳	国	—	<p>公共建築物の新築・改修工事等に伴う設計や工事監理の業務を行うほか、BIMや情報共有システム(ASP)の活用とともに、積算サポートシステムにより、業務の効率化を進めます。</p> <p>また、脱炭素化社会の実現に向けて公共建築物の建材再利用やアップサイクル等の取組を進めるほか、木材利用については設計者等の技術力向上の支援、木材利用の促進・普及啓発を引き続き進めます。</p> <p>さらに、全国に先駆けて循環型の仕組みを取り入れたサーキュラー建築に取り組むことにより、市民の行動変容にもつなげていきます。</p> <p><b>&lt;主な事業&gt;</b></p> <p><b>工事監理費</b> 27,193千円 (設計や工事監理の事務経費等)</p> <p><b>脱炭素社会の実現に向けた公共建築物推進事業費</b> 12,000千円 (公共建築物の建材利活用事業、木材利用促進等)</p> <p><b>サーキュラー建築推進事業</b> 10,000千円 (サーキュラー建築の指標策定、設計手法の検討等)</p>
	県	—	
	市債	—	
	その他	17,658	
	一般財源	31,535	

<b>4</b>	市営住宅管理費		<b>事業内容</b>
	本年度	千円 8,798,587	
	前年度	8,558,882	
	差引	239,705	
本年度の財源内訳	国	1,305,728	<p>市営住宅入居者の募集や建物の維持・管理を行います。</p> <p>また、日常的な入居者対応や建物の管理・緊急の修繕については、指定管理者に委託して行います。</p> <p><b>&lt;主な事業&gt;</b></p> <p><b>借上型市営住宅費</b> 4,270,756千円 (民設市営住宅借上経費等)</p> <p><b>市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費</b> 2,630,828千円 (市営住宅の計画修繕や入退去業務等委託費)</p> <p><b>市営住宅指定管理者経費</b> 1,702,244千円 (市営住宅の指定管理者経費)</p> <p><b>市営住宅直接管理費</b> 172,443千円 (市営住宅の財産管理、システム運用経費等)</p> <p><b>法制事務費</b> 22,316千円 (市営住宅の各種法的手続費用等)</p>
	県	230	
	市債	368,000	
	その他	11,288,582	
	一般財源	△4,163,953	

<b>5</b>	<b>市営住宅整備費</b>		<b>事業内容</b>  「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、昭和56年までに建設された36住宅・約1万4千戸の住宅を対象に、更なる長寿命化（住戸改善事業）や、建替えの一部先行（建替事業）、民間事業者と連携した事業手法等を組み合わせ、事業の平準化を図りながら、効率的、効果的に市営住宅の再生を進めます。  <b>&lt;主な事業&gt;</b> <b>市営住宅整備事業</b> 9,778,212千円 (住戸改善・建替工事等)	<b>6</b>	<b>優良賃貸住宅費</b>		<b>事業内容</b>  市営住宅を根幹としながら、優良賃貸住宅やストック数の多い民間賃貸住宅等を活用することで、高齢者や子育て世帯等、住宅の確保が困難な者に対し重層的な住まいのセーフティネットを構築していきます。 また、横浜市居住支援協議会の関係団体と連携して民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図ります。  <b>&lt;主な事業&gt;</b> <b>住宅セーフティネット構築事業</b> 1,380,601千円 (高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助等)
	本年度	9,778,212			本年度	1,380,601	
	前年度	9,446,254			前年度	1,430,854	
	差引	331,958			差引	△50,253	
本年度の財源内訳	国	3,836,044	本年度の財源内訳	国	546,057		
	県	—		県	—		
	市債	5,160,000		市債	—		
	その他	55,903		その他	1		
	一般財源	726,265		一般財源	834,543		

<b>7</b>	<b>住宅施策推進費</b>		<b>事業内容</b>  横浜市住生活マスタープラン等に基づき、子育て世代等の市内定住・転入の促進、団地の再生、マンション管理組合支援、高齢者等への居住支援、省エネ住宅の普及促進など、市民が安心して暮らせる住まい・住環境整備に向けた取組を進めます。  <b>&lt;主な事業&gt;</b> <b>子育て世代転入・定住促進事業</b> 277,198千円 (子育て賃貸整備費補助、空家取得補助、断熱改修補助) <b>郊外住宅地再生支援事業</b> 48,310千円 (持続可能な住宅地推進プロジェクト等) <b>マンション関連支援事業</b> 40,533千円 (専門家派遣、長期修繕計画策定促進、再生支援等) <b>住宅施策推進事業</b> 31,410千円 (総合的な空家等対策等) <b>省エネ住宅普及促進事業</b> 20,327千円 (よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム等)	<b>8</b>	<b>住宅供給公社損失補償</b>		<b>事業内容</b>  横浜市住宅供給公社が資金調達のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。(変更後の期間：令和8年度～13年度)  ①団体の概要 <事業目的> 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 <設立> 昭和41年12月1日 <基本金> 10,000千円 (全額本市出資) ②団体の経営状況 令和6年度決算：経常損益 338,380千円 当期損益 338,273千円 累積損益 15,969,511千円 ③損失補償を行う特別な理由・必要性 借入先金融機関が債権保全を目的に本市の損失補償を貸与条件としているため(借換え)。 ④対象債務の返済の見通しとその確実性 団体の経営状況は良好であり、単年度黒字を維持している。 ⑤令和7年度損失補償限度額 2,580,000千円
	本年度	426,949			限度額	2,540,000千円	
	前年度	268,515					
	差引	158,434					
本年度の財源内訳	国	138,126	本年度の財源内訳				
	県	—					
	市債	—					
	その他	39,532					
	一般財源	249,291					